

1 章 総 則

適用範囲 1 条

この示方書は、一級国道・二級国道・都道府県道および重要な市町村道において、主としてリベットで接合する、支間 120 m 以下の鋼橋の製作に適用する。

不明の点は製作監督者（以下監督者という）の指示に従うものとする。

〔解説〕

第一項は設計示方書と同じ趣旨から、示方書の適用範囲を示したものであって、溶接については別に定める示方書による。

この示方書を適用する場合に、不明な点や疑問のあるところは、製作監督者の指示を受けるものとする。監督者は事業主体を代表するものであるから、事業主体の意見を尊重する意味でこのように規定したのであるが、必ずしも監督者の万能を認めているわけではない。重要な事項については監督者と製作者が協議しなければならないが、できるかぎり契約のときに明示しておかなければならない。

設計図および材料表の照査 2 条

製作請負者（以下請負者という）は、製作着手前に、設計図および材料表を十分照査しておかなければならない。

〔解説〕

設計図や材料表が常に完全なものとはいえないので、契約終了後や工作開始後に生じた意見の相違や誤りの発見がもとで紛糾するのを避けるため製作請負者は事前に設計図や材料表を十分照査して、不明な点のないようにしておかなければならない。

工程表 3 条

請負者は鋼材到着の時期・原寸図の作製・橋ゲタの工作・鋳鋼品および鋳鉄品の鋳造・リベットの製作・仮組立・工場塗装・運送・架設・現場塗装等の着手および完了の期日などを表わす工程表を、あらかじめ監督者に提出して承認を受けなければならない。

〔解説〕

契約に定められた期日までに橋ゲタの製作を完了するには、この条に列挙したような主要事項について、あらかじめ工程表を作成し、計画的に工事を行う必要がある。この工程表は監督者に提出して承認を受けなければならない。監督者はこれによつて工程全般の進行予定を知ることができる。また監督者は、提出された工程表について技術的に十分検討しなければならない。

監督 4 条

監督者は製作期間中随時製作工程の監査・製作の指導および製品の検査を行う。請負者は監督者に対し監督上必要な便宜を計らなければならない。

〔解説〕

監督者は工場および架設現場に常駐するか始終見まわるかして、製作全般を監査指導し、製品についてはそのつど検査を行うことが望ましい。やむをえない場合でも、5条に述べる重要事項の監査には監督者が立会うことが必要である。この場合に請負者は監督者に対して通路や足場を整備するなど監督上必要な便宜を計らなければならない。

検査 5 条

請負者は次の各項について監督者の検査を受けなければならない。ただし監督者の承認により、その一部を省略することができる。

1. 原寸図
2. 材 料
3. リベット
4. サビ落とし
5. 部材および部品
6. 仮組立
7. 工場塗装
8. 架 設
9. 現場塗装

〔解説〕

監督者の検査や承認を必要とする事項については、2章以下に述べているが、この条では監督者の検査を必要とする事項を総括的に列挙したものである。

実際には各項目全部について常に検査を行うとは限らず、またその必要もない場合がある。たとえばごく簡単なプレートガーダーについては原寸図を省略することもある。したがつてそれぞれの場合について監督者の承認を受けた項目は、検査を省略しうるよう緩和したのである。ただし材料・サビ落とし・仮組立などは特に重要な事項であるから必ず検査を受けておかななければならない。これらの事項は、橋の強度や将来の維持に直接関係のある重要事項だからである。